

今までの請求書じゃダメなの？

免税事業者が取引先から敬遠される可能性があるの？

# 消費税インボイス制度・電子帳簿保存法 講習会

インボイス制度下では、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、売手から交付された適格請求書（インボイス）の保存が必要になります。

制度が開始する令和5年10月1日から適格請求書を発行できる「適格請求書発行事業者」になるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

本講習会ではインボイス制度の具体的な対応などを講師がわかりやすく解説します。

また、電子帳簿保存法のポイントと対応についても解説します。

- 日 時 令和4年10月18日(火)  
14:00～15:30
- 講 師 中嶋昭夫税理士事務所  
税理士 中嶋 昭夫 氏
- 場 所 庄川町商工会館
- 参加料 無 料
- 申込締切日 10月11日(火)

## 内 容

- ・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）とは
- ・売手の留意点（適格請求書発行事業者の義務）
- ・買手の留意点（仕入税額控除の要件）
- ・電子帳簿保存法のポイント

主催 庄川町商工会 共催 庄川町青色申告会

## 「消費税インボイス制度・電子帳簿保存法 講習会」参加申込書

下記にご記入の上、FAXして下さい。

FAX 82-5341 : 庄川町商工会行

事業所名			
受講者名		電話番号	

【お問い合わせ先】 庄川町商工会

TEL82-1155・FAX82-5341